

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に男性の育児休業又は看護休暇の取得者を 2 名以上とする。

<対策>

- 平成 26 年 6 月～ 育児休業対象者の調査
育休暇取得者の声を聴取
- 平成 26 年度 11 月～ 職員全員を対象とした、制度に関する研修及び育児休業取得者の声を盛り込んだ法人内広報誌を作成し職員への周知